

三方五湖ロゴデザインの利用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三方五湖ロゴデザイン（以下「デザイン」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(デザインの利用に関する権利)

第2条 デザインの利用に関する一切の権利は、美浜町および若狭町（以下「両町」という）に属する。

(利用料)

第3条 デザインの利用は無料とする。

(デザイン利用の申請)

第4条 デザインを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ「三方五湖ロゴデザイン利用承認申請書（様式第1号）」を三方五湖エリア全体協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 三方五湖エリア全体協議会が利用する場合
- (2) 福井県、美浜町、若狭町が利用する場合
- (3) 三方五湖広域観光協議会が利用する場合
- (4) 報道機関が報道または広報の目的で利用する場合

2 前項の規定による承認は、「三方五湖ロゴデザイン利用承認書（様式第2号）」をもって行うものとする。

(デザイン利用の制限)

第5条 会長は、前条の規定による承認申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合、デザインの利用を承認しないものとする。

- (1) 三方五湖エリアの品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 「三方五湖ロゴデザイン利用マニュアル」に従って利用しないおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用し、または利用するおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反するものであるとき、もしくは反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与えるものであるとき、もしくは与えるおそれがあるとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。）に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 暴力団もしくは暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、または、関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団または暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) その他会長が不相当と認めるとき。

(利用上の遵守事項)

第6条 デザインの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた用途にのみ利用し、承認条件に従うこと。
- (2) 承認された権利を他の者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく利用すること。(三方五湖ロゴデザイン利用マニュアル参考)
- (4) デザインを利用する物件の完成見本を会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴデザインを利用する権利を付与するものではない。
- (6) 当該物件の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対して、会長は一切の責任を負わない。

(承認内容の変更)

第7条 利用者が、承認を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「三方五湖ロゴデザイン利用内容変更承認申請（様式第3号）」を会長に提出し、変更内容について会長の承認を受けなければならない。

2 第1項の届出については、第4条から前条までの規定を準用する。

(調査等)

第8条 会長は、利用者に対し、利用状況について調査を行い、または、その利用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(利用実績の報告)

第9条 会長は、利用者に対し、デザインの利用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

(利用の停止等)

第10条 会長は、デザインの利用がこの要綱および承認を受けた内容と異なると認めるとき、あるいは第5条に該当するに至った場合、利用状況の変更を求めるほか、当該承認を取り消し、当該承認にかかる物件の回収を命じることができる。

2 前項の規定による承認の取り消しは、「三方五湖ロゴデザイン利用承認取消書(様式第4号)」をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認にかかる物件を利用してはならない。

4 第1項の規定により当該承認にかかる物件の回収を命じられた者は、速やかにその物件を回収しなければならない。

5 会長は、承認を得ずにデザインを利用している者または利用しようとしている者に対して、そのデザインの利用停止および利用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。

6 会長は、前各項の規定による承認の取り消し等により利用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第11条 会長は、この要綱による承認の申請に要した費用および実施に係る経費または役務を負担しない。

2 会長は、デザインの利用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、デザインの利用の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。